

福島イノベーション・コースト構想推進分科会運営要領

平成 29 年 8 月 6 日
原子力災害からの福島復興再生協議会決定

福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 100 条第 8 項及び原子力災害からの福島復興再生協議会運営要領第 6 条第 2 項の規定に基づき、福島イノベーション・コースト構想推進分科会（以下「分科会」という。）運営要領を次のように定める。

（趣旨）

第 1 条 関係省庁、関係自治体等が参画し、福島イノベーション・コースト構想の推進に関する基本的な方針を共有する場として、分科会を開催する。

（構成）

第 2 条 分科会の構成は、次のとおりとする。

共同議長 内閣府原子力災害現地対策本部長、復興大臣の指名する復興副大臣（以下「復興副大臣」という。）、経済産業大臣の指名する経済産業副大臣（以下「経済産業副大臣」という。）及び福島県知事

委員 内閣府原子力災害現地対策本部長、復興副大臣、経済産業副大臣及び福島県知事が協議して指名する者

- 2 前項の規定に基づき指名する期間は 2 年以内とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 分科会は、共同議長が協議の上、招集する。

（関係者の出席）

第 3 条 構成員は、分科会を欠席する場合は、共同議長の了解を得て、代理人を出席させることができる。

- 2 共同議長は、協議の上、必要に応じ、構成員以外の者を分科会に出席させることができる。

（分科会の公開等）

第 4 条 分科会は、原則として公開とする。ただし、共同議長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

- 2 分科会の資料は、原則として、公開とする。

（議事録）

第 5 条 復興庁は、分科会の議事録を作成し、構成員の確認を得た上で、これを公表する。

- 2 前項の規定にかかわらず、議事録が不開示情報を含むなど公表が適当でないとする場合は、復興副大臣が内閣府原子力災害現地対策本部長、経済産業副大臣及び福島県知事と協議の上、非公表とすることができる。
- 3 前項の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公表するものとする。

(庶務)

第6条 分科会の庶務は、内閣府原子力災害現地対策本部、復興庁、経済産業省及び福島県が処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、共同議長が、協議の上、定める。